

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月15日
【会社名】	文化シャッター株式会社
【英訳名】	Bunka Shutter Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行役員社長 茂木 哲哉
【本店の所在の場所】	東京都文京区西片1丁目17番3号
【電話番号】	03-5844-7200(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 西村 浩一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区西片1丁目17番3号
【電話番号】	03-5844-7200(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 西村 浩一
【縦覧に供する場所】	文化シャッター株式会社西日本事業本部 (大阪府大阪市中央区安土町1丁目7番20号) 文化シャッター株式会社御着工場 (兵庫県姫路市御国野町御着字深見187番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年5月15日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

平成25年3月期及び今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、将来回収可能性のある部分について繰延税金資産を計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成25年3月期の個別決算において 2,776百万円を、連結決算において 2,916百万円を法人税等調整額としてそれぞれ計上いたしました。

以上